

○静岡市博物館の登録に関する規則

平成27年3月11日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6 教委規則10・一部改正)

(博物館登録申請書)

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書（様式第1号）によるものとする。

(令6 教委規則10・全改)

(実地調査)

第3条 教育長は、法第13条の規定に基づく登録の審査に当たり、必要があると認めるときは、実地調査を行うものとする。

(令6 教委規則10・全改)

(登録原簿)

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、様式第2号によるものとする。

(令6 教委規則10・全改)

(登録申請者への通知)

第5条 法第14条第2項の規定による登録をした旨の通知は、博物館登録通知書（様式第3号）によるものとする。

(令6 教委規則10・全改)

(登録事項等の変更の届出)

第6条 法第15条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出は、博物館登録事項等変更届（様式第4号）により直ちに行うものとする。ただし、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。

(令6 教委規則10・一部改正)

(教育委員会への定期報告)

第7条 法第16条の規定による報告は、教育委員会が別に定める期限までに博物館の運営状況に関する資料を提出して行うものとする。

(令6 教委規則10・追加)

(登録の取消し)

第8条 第3条の規定は、法第19条第1項の規定による登録の取消しに係る審査について準用する。

2 法第19条第3項の規定による通知は、博物館登録取消通知書（様式第5号）によるものとする。

（令6教委規則10・旧第7条繰下・一部改正）

（廃止の届出）

第9条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届（様式第6号）によるものとする。

（令6教委規則10・旧第8条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日教委規則第10号）

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

博物館登録申請書

（宛先）静岡市教育長

	所在地
	名称
申請者	代表者氏名
	電話

博物館法第11条の規定による登録を受けたいので、同法第12条第1項のとおり申請します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

様式第2号（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更	
	登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
	記号番号	第 号		
博物館の設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

様式第3号（第5条関係）

様

静岡

博物館登録通知書

年 月 日付けで申請のあった次の博物館は、
録番号第 号をもって博物館登録原簿に記載したので、博物館
より通知します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録の年月日

様式第4号（第6条関係）

博物館登録事項等変更届

（宛先）静岡市教育長

届出者	所在地
	名称
	代表者氏名
	電話

博物館法第15条第1項の規定により、登録事項等の変更について
す。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
 - 2 博物館の名称
 - 3 博物館の所在地
 - 4 登録記号番号
 - 5 届出事項
-

様式第5号（第7条関係）

様

静岡

博物館登録取消通知書

博物館法第19条第1項の規定により次の博物館の登録を取り消
規定により通知します。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 登録を取り消した理由

様式第6号（第8条関係）

博物館廃止届

（宛先）静岡市教育長

届出者	所在地
	名称
	代表者氏名
	電話

次の博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定によ
す。

- 1 博物館の設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止年月日

様式第1号 (第2条関係)

(令6教委規則10・全改)

様式第2号 (第4条関係)

(令6教委規則10・全改)

様式第3号 (第5条関係)

(平29教委規則22・一部改正、令6教委規則10・旧様式第4号繰上・一部改正)

様式第4号 (第6条関係)

(平29教委規則22・令3教委規則5・一部改正、令6教委規則10・旧様式第6号繰上・一部改正)

様式第5号 (第7条関係)

(平29教委規則22・一部改正、令6教委規則10・旧様式第7号繰上・一部改正)

様式第6号 (第8条関係)

(平29教委規則22・令3教委規則5・一部改正、令6教委規則10・旧様式第8号繰上・一部改正)